

西多世代交流センター 使用団体新規登録について

①、団体登録の要件

(1) 構成員が6人以上であり、代表者が18才以上、三鷹市民が含まれていること(三鷹市在学、在勤を含む。)

市内団体:半数以上が市内在住・在勤・在学

市外団体:半数未満が市内在住・在勤・在学

(2) 三鷹市多世代交流センターの生涯学習支援機能の活動として認められること。

※生涯学習支援を目的としています。塾・教室・お稽古等での使用はできません。

【不可な例】×講師が代表になり、会費を集めて教室を開く。

×マンション管理組合等の会合で使用する。

【可能な例】○会員が会費を出し合って、講師を依頼し、主体的に活動する。

○住民同士で勉強会を定期的開催する。

②、団体登録カードの発行から利用までの流れ

・①の要件を満たしている場合は、下記の流れでカードを発行します。

・申請書の記入⇒審査・承認⇒カード発行(1週間ほどで発行されますので窓口にお越しください。)>利用可能

・施設予約はインターネットからお申込みください。



③その他

(1) 使用料は無料です。

(2) 印刷機のみの使用はできません。(施設での活動時間内に学習に必要な原稿のみ印刷可能です。)

●使用区分●

部屋名	定員(人)	午前	午後1	午後2※	夜間※
学習室	40	9:30~12:00	13:00~15:30	16:00~18:30	19:00~21:30
集会室	30				
視聴覚室兼保育室	30				

※日曜日の「午後2」と「夜間」の貸出はありません。

●申込期間●(市内団体)

抽選予約申込期間	先着予約期間	申し込み区分
・使用する月の3ヶ月前の1日~10日まで(抽選発表は15日)	・使用する月の2ヶ月前の1日~使用の前日まで	月10区分まで申込可能



※市外団体については、使用する月の1ヶ月前の1日~使用の前日まで予約可能です。

【お問合せ】 三鷹市西多世代交流センター・生涯学習担当

☎0422-32-8765